

人 権 教 育

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年 12 月）において次のように定義されています。

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

この法律には、人権教育及び人権啓発の推進に関する、国、地方公共団体及び国民の責務が明示されており、これを受けて、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を、本市においては「広島市人権教育・啓発推進指針」を平成 14 年 3 月に策定し、人権教育の推進を図ることとしました。

学校において人権教育を進めるにあたっては、日本国憲法、教育基本法の精神に基づき、生涯学習の視点に立って、児童生徒の発達段階を十分に考慮することが必要であり、学校教育と社会教育が互いに連携を図って、児童生徒や地域の実態に即した取組を進めることが重要です。また、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保することに努めなければなりません。

現 状

これまでの学校教育では、児童生徒の人権尊重の意識を高める取組を推進するため、研究推進校における先進的な研究・実践を全市的に普及させるよう努めながら、加えて教職員の指導力向上のための校内研修の充実を図るなどの取組を行ってきました。

しかし、学校教育の取組については、ともすれば知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分に身に付いていないなど指導方法の問題、あるいは人権尊重の理念⁽¹⁾が教職員に十分に行きわたらないままに指導が行われている等の問題が指摘されています。

取組の基本的な考え方

広島市においては、人間として生きていくために必要な資質を、学校・家庭・地域社会が一体となって育てていく新しい教育を推進します。

こうした教育の推進の中で、「広島市人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権という普遍的文化の構築をめざす総合的な取組を進めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じながら、それぞれの学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を進めます。その際、次の三点を重視し、指導内容や方

法の改善及び研修や相談体制の充実を図るとともに、ボランティア活動や自然とふれあう活動、高齢者や障害者等との交流活動などの多様な体験活動の機会を充実することに留意する必要があります。

- 人権尊重の精神の育成
- 学力の向上をめざした基礎・基本の習得
- 自尊感情 ⁽²⁾ の育成

(注)

(1) 「人権尊重の理念」

人権尊重の理念は、平成 11 年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えととらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]であるということができる。

(「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」

平成 20 年 3 月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 より)

(2) 「自尊感情」

自尊感情とは、「self-esteem (セルフエスティーム)」の訳語とも言われ、「自分をかけがえのない存在と考える感情」「自分を価値ある存在と肯定的に捉える気持ち」(自己有用感、自己肯定感)であり、人間が外界や他者と力強く関わる主体となるための心理的土台、と説明されています。

政府の青少年問題審議会答申の中では、「他人を尊重し思いやる気持ちは、自分がかけがえのない存在であることの自覚に根ざす」と述べられています。

また、中央教育審議会答申(平成 20 年 1 月 17 日)の中では、「自分への信頼感や自信などの自尊感情」を養うこととし、「子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要がある」としています。また、「自分に自信をもたせることは、決して自分への過信や自分勝手を許容するものではない。現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった『閉じた個』ではなく、自己と対話を重ね自分自身を深めつつ、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った『開かれた個』が重要である」としています。

(「人権教育指導資料 ー実践編ー」 平成 22 年 3 月 広島市教育委員会 より)

教職員の人権尊重の理念

教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っています。「教師が変われば子供も変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でも極めて重要な意味を持ちます。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となります。また、教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなります。

だからこそ、教職員にあつては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められ、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然です。

教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要です。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることにより、児童生徒が、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していくこととなります。

人権教育の視点から原点に立ち返り、子供達の最も近くにいる大人の一人として、「教師」に求められる基本的な知識や技能、態度について、全ての教職員が繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要です。

例えば、子供と接する態度、子供への共感的な理解や背景理解、集団づくりへの支援、学校での組織的な課題解決の手法、保護者や地域の人々と接する姿勢等については、人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、習得を図ることが必要です。

人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければなりません。

(人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～

平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 より)

人権が尊重される授業づくり

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気を醸成する上で重要な要素となります。

授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えを、あせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。

取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢や態度で接することが求められます。

さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の主な視点です。

人権が尊重される授業づくりの視点例

視 点	ね ら い	ポ イ ン ト ・ 留 意 点
自己存在感を持たせる支援を工夫する。	「授業に参加している」という実感を持たせる。	○ 学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ○ 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ○ 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○ 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる。	○ 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○ 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 ○ 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にする習慣を身に付けさせる。 ○ 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にする姿勢を示す。	○ 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○ 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ○ 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	○ 「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○ 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○ 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	○ 他者の発言や作品のよさに気づき、学ぼうとする態度を育てる。 ○ 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○ 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○ 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。

自己選択・決定の場を工夫して設定する。	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	○ 発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○ 発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○ 自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○ 相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○ 自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○ 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

(人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～実践編～
平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 より)

性同一性障害や性的指向・性自認

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識（以下、「性自認」と言う。）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向とされています。（令和5年6月23日性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等

（１）性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めます。

教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めることが重要です。

② 学校生活の各場面での支援について

全国の学校では学校生活での各場面における支援として下表（※）に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考にするとともに、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進めることが大切です。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）

	補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

(平成 27 年 4 月 30 日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知) の別紙より

学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。

他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。

医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能です。

- (2) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実
学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられます。

教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。